

令和5年度

町有財産売払一般競争入札案内書

<物件番号1>

川北町住民課

はじめに

- 次のとおり、町有財産を一般競争入札により売払いいたします。
- この入札に参加を希望される方は、法令、川北町の条例、規則および本入札案内書に従うとともに、入札される町有財産の現状を承知されたうえでお申し込みください。
- 一般競争入札による町有地の売払いとは、複数の申込者が価格を競い合い、川北町があらかじめ定めた予定価格（最低売却価格）以上で最も高い価格をつけた方に購入していただく方法です。

<売払い物件一覧表>

物件番号	物件所在地	地目 地積(m ²)	入札日時	予定価格 (最低売却価格)	入札会場
1	能美郡川北町字朝日レ 47番	宅地 9,071.05	令和5年8月25日 午前10時00分	110,300,000円	川北町役場 2階大会議室
	能美市粟生町井98番	宅地 2,068.89			

※ 現状有姿の引渡しです。公募面積と実測面積との間に差異が生じた場合でも、互いに異議申し立てや売買代金の増減の請求はできませんのでご承知願います。

また、地下埋設物、地盤及び土壌に関する調査は行っていません。契約後に地下埋設物、地盤及び土壌に関する問題が発生した場合、川北町は問題解消のための手続きや負担は行いません。

【問い合わせ先】

〒923-1295

石川県能美郡川北町字壺ツ屋174番地

川北町役場 住民課 電話076-277-1126

※電話、郵便等では物件状況の説明は行いませんのでご了承ください。

◇ 町有地売払いの流れ（概要）

1	売払い公告	令和5年7月24日（月）
↓		
2	申込受付期間	公告日から令和5年8月15日（火）正午 必着 郵送の方は簡易書留など郵便物の追跡が可能な方法で提出ください。 入札参加資格の確認後【一般競争入札参加証】等を郵送します。
↓		
3	入札・開札	入札日時 令和5年8月25日（金） 午前10時00分 入札会場 川北町役場 2階大会議室 ※入札保証金の預かり証及び入札参加証等が必要です
↓		
4	仮 契 約	川北町が指定する日に仮契約を締結します。 ※本件は川北町議会の議決が必要となります。
↓		
5	9月定例議会	本件の可否について、審議されます。
↓ 【※議会で可決された場合】		
6	本 契 約	議会の議決をもって仮契約書を本契約書とみなします。 また、契約と同時に契約保証金（売買代金の10%）を納入していただきます。
↓		
7	売買代金の納付	本契約とみなされた日から30日以内に、契約保証金を除く残額を納付していただきます。
↓		
8	引 渡 し	売買代金の全額を納付後、【受領書】を提出してください。
↓		
9	所有権移転登記	売買代金の完納を確認後、所有権移転登記の手続きを川北町が行います。（登記にかかる費用は落札者の負担となります。）

◇ 町有地売払いについて

- 1 本件案内書を最後までよく読んで、お申込みください。
 - (1) 物件の場所、申込者の資格及び条件、申込書受付日時及び場所、契約に対する特約、違約金等その他必要事項について、内容を十分に把握してください。
 - (2) 申込者は、本案内書等及び当該物件の現況並びに売買契約等について、不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

- 2 物件は現状有姿のまま引き渡します。
 - (1) 立木の伐採、雑草の草刈り、排水側溝などの地上・地下・空中工作物の補修・撤去等の調整及び経費の負担又は損害の賠償は、物件敷地の内外及び所有権利の帰属主体等の如何を問わず、川北町は行いません。
 - (2) 地盤（地質）調査は行っておりません。地盤が脆弱であっても、損害の賠償及びあらゆる経費の負担は、川北町は行いません。
 - (3) 地下埋設物調査は行っておりません。契約後、地下埋設物が発見された場合においても、損害の賠償及びあらゆる経費の負担は、川北町は行いません。
 - (4) 現地説明は行いませんので、申し込まれる方は、必ずご自身で現地を確認してください。

- 3 建築制限等については、予めご自身で調査確認のうえ、お申込みください。
 - (1) 物件北側にある河川管理用通路から18mの範囲は、河川保全区域であり、建物等の建築はできません。
(詳しくは金沢河川国道事務所手取川出張所:TEL 076-278-2152 へご確認ください。)
 - (2) 上記のほか建物を建築するにあたっては、都市計画法や建築基準法等の法令又は地方公共団体の条例により、指導等がなされる場合があります。

- 4 売払い地、隣接地、土地境界、越境物等の処理については、次のとおりです。
 - (1) 川北町は全ての売り払い地について、新たな境界明示等、その他これにかかわることについて一切実施しません。契約後に紛争等が生じた場合においても同様です。

- 5 物件の地積（面積）については、次のとおりです。
 - (1) 物件の地積（面積）は登記簿記載の面積です。
 - (2) 売買契約及び所有権移転の登記は、全て登記簿面積で行います。

1 入札参加資格

入札に参加できる方は、日本国内で法人登録をしている法人で、川北町内又は能美市内に事業所又は営業所がある者。ただし、以下の項目にいずれにも該当しないこと、また、参加申込書の提出後も該当しないこと。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 川北町及び能美市の税等を滞納している者
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあると認められる者

2 入札の参加申込

(1) 申込受付期間

令和5年7月24日（月）から令和5年8月15日（火）正午 必着

(2) 申込に必要な書類

- ア 町有地売払い一般競争入札参加申込書兼参加証（様式第1号）
 - イ 誓約書（様式第2号）
 - ウ 納税証明書（発行から3箇月以内のもの）
 - エ 法人の登記事項証明書
- ※ 必要書類が揃っていない場合は、受付できません。

(3) 受付方法

受付期間内に、申込書その他必要書類を添えて、受付へ持参又は郵送してください。

- ・持参の方（土・日曜日、祝祭日を除く午前9時から午後4時まで）
- ・郵送の方（簡易書留など郵便物の追跡が可能なもの）
（メール、ファクシミリなどの提出は受付いたしません）。

(4) 受付及び送付先

〒923-1295 能美郡川北町字壺ツ屋 174 番地
川北町役場 住民課（川北町役場 1階 TEL076-277-1126）

(5) 申込書の受理・不受理

申込書を受理した場合には、次の書類を送付します。

- ・入札参加証
- ・入札書

※ 注意事項

- ・申し込みをされた方が入札参加者（落札された場合はその物件の購入者）となります。
- ・落札後の売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行います。

3 入札及び開札

(1) 実施日・時刻・場所等

入札日時	令和5年8月25日(金) 午前10時00分
入札会場 及び受付	川北町役場 2階大会議室
当日持ち物	<ul style="list-style-type: none">・一般競争入札参加証・委任状(代理の場合)・入札保証金納付書(出納室で納付後押印済みのもの)・入札用封筒・入札書・筆記用具
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・入札当日の受付は、入札開始時刻の30分前から行います・入札開始時刻に遅れますと、入札に参加できませんので、お早めに(10分前)お越しください。・入札書は、入札参加証の送付時に同封します。

(2) 入札保証金

○ 納付場所 川北町役場 1階 出納室

ア 入札保証金納付書により、現金又は銀行振出小切手で納付してください。

イ 入札保証金は、入札者が見積もる価格の100分5に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額)以上の額を納付してください。

【例】

(入札しようとする金額)	(入札保証金の額)
ア) 10,000,000円 × 5/10	= <u>500,000円以上</u>
イ) 10,050,000円 × 5/10	= 502,500円
	↓
	<u>503,000円以上</u>

ウ 入札保証金納付書に、会計管理者の受領印が押印されているものを、入札受付時に提示してください。

エ 入札終了後、落札者以外の方には入札保証金を出納室にて還付いたします。保証金の還付を受けた5日以内に、納付書の受領書に捺印したものを出納室へ提出してください。なお、入札保証金には、利子を付けません。

オ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、川北町有地売払い入札要綱第4条に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金としていただき、返金いたしません。

(3) 入札方法

入札は、本町指定の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れて封をし、入札箱に投入していただきます。入札書の投入後、入札を取り消すことや入札書の記載を変更することはできません。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 参加資格のない者が行った入札

イ 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札

ウ 最低売却価格に達しない入札をしたもの

エ 同一の入札について2通以上の入札書を提出したもの

オ その他川北町有地売払い入札要綱に違反したもの

カ 入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が不足する者のした入札（入札金額が入札保証金の20倍を超える入札）

(5) 落札者の決定方法及び結果の公表

ア 開札は、入札後直ちに、入札者立会いのもとで行います。

開札の結果、川北町の最低売却価格以上の最高額の入札をした者をもって落札者と決定し、入札結果は、最高額のみ、その場で公表します。

イ 落札となるべき最高額の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。

ウ 落札者はその場で「普通財産売払申請書」を提出していただきます。

4 契約・代金の納入等

(1) 契約の締結

ア 落札決定後、本町が指定する日から5日以内に、川北町住民課において、仮契約を締結しなければなりません。

イ 本契約は、議会の議決の日となります。

また、契約保証金（売買代金の10%）を本契約と同時に納入していただきます。

ウ 契約は申込者名義で締結しますので、共有名義で申込みをした場合は、共有者全員の名義で締結することになります。

なお、売買契約書に貼付けする収入印紙は、落札者の負担とします。

エ 契約を締結する際は、実印での押印となります。印鑑証明書（発行から3箇月以内のもの）の提出が必要です。

(2) 代金の納付

落札者は、本契約の日から起算して30日以内に、町が発行する納入通知書により、残りの売買代金を納付してください。

※ 契約締結後、売買代金の支払いが指定期日までに行われなかった場合には、売買代金に対し支払い期限の翌日から納付した日までの日数に応じ年3%の割合を乗じて得た金額を遅延損害金として徴収致します。

5 所有権移転・売買物件の引渡し

(1) 所有権の移転

所有権は、売買代金の支払いが完了したときに移転します。

町は、売買代金の完納を確認後、落札者名義（共有名義の場合を含む）で、所有権の移転登記を行います。

なお、登記に必要な登録免許税その他登記に要する経費は、落札者の負担とします。

(2) 売買物件の引渡し

売買代金完納時に、売買物件の引渡しを行います。なお、売買物件の管理責任は売買物件の引渡しを行ったときから落札者に移りますので、管理上の一切の費用及び災害その他の損害は、落札者の負担となります。売買物件の引渡し後は、売買物件を常に良好に管理・維持に努めてください。

(3) 土地譲渡の禁止

売買物件の所有権移転の日から起算して5年間、町の書面による承認を得ないで売買物件の所有権を第三者に移転することはできません。